

# 山形県公報

平成27年10月16日(金) 第2689号

毎週火・金曜日発行

目	次
---	---

告示	
○県議会定例会の閉会(財 政 課)	1278
○指定障害児通所支援事業者の指定(村山総合支庁地域健康福祉課)	同
○指定居宅サービス事業者の指定······ 同	同
○指定介護予防サービス事業者の指定( 同 )	同
○県営土地改良事業計画の決定(庄内総合支庁農村計画課)	同
	1279
○道路の区域の変更(村山総合支庁北村山建設総務課)	… 同
○同 (庄内総合支庁建設総務課)	1280
○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
○公共測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
○同	… 同
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧(都市計画課)	1281
○同	… 同
○土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防・災害対策課)	… 同
○同	… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除( 同 )	…1282
	… 同
○土砂災害警戒区域の指定( 同 )	… 同
○同	… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定( 同 )	…1283
○同	… 同
○道路の位置の指定(村山総合支庁建築課)	… 同
○開発行為に関する工事の完了( 同 同 )	…1284
教育委員会関係	
告 示	
○山形県指定有形文化財の指定	🖃
○山形紫相足有形 <b>文</b> 化州の相足	[H]
海区漁業調整委員会関係	
指示	
<b>相</b> 水	
○火光利用による一本釣漁業の制限	
○漁業法によるはたはた採捕の制限	1285
公告	
○大規模小売店舗の変更の届出(商業・県産品振興課)	
○同	1298

告示

#### 山形県告示第861号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成27年9月14日招集した山形県議会定例会は、同年10月6日閉会した。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第862号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
特定非営利活動法人ひびき	POCCOさがえ	放課後等デイサー	亚出27 0 2
長井市舟場9番18号	寒河江市元町一丁目11番地の8	ビス	平成27. 8. 3

#### 山形県告示第863号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	指定年	月日
株式会社LINK	デイドリームセンター笑顔のアトリエ 山形市あかねケ丘二丁目12番15号	通	所	介	護	平成27.	8. 27

#### 山形県告示第864号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社LINK	デイドリームセンター笑顔のアトリエ 山形市あかねケ丘二丁目12番15号	介護予防通所介護	平成27. 8.27

#### 山形県告示第865号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営黒岩堰地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営黒岩堰地区土地改良事業 (農村地域防災減災事業 (用排水施設等整備事業)) 計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成27年10月19日から同年11月17日まで

4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第866号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営笹川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営笹川地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成27年10月19日から同年11月17日まで

4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

# 山形県告示第867号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字名取字谷地田1748番1から 同 清水南1866番まで		旧	34.0 メートル く 12.8	メートル 61
同	上	新	14.5 メートル く 12.8	メートル 48

#### 山形県告示第868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。 平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市庭田字市庭33から 同 正田184まで		旧	14.5 メートル く 7.2	メートル 27
同	上	新	14.5 メートル く 11.4	同 上

#### 山形県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。 平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 路 線 名 酒田遊佐線
- 2 供用開始の区間 酒田市庭田字市庭33から

同 正田184まで

3 供用開始の期日 平成27年10月16日

# 山形県告示第870号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

山形市

2 公共測量を実施する期間

平成27年11月1日から平成28年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量(地盤沈下調査水準測量)

# 山形県告示第871号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施する地域

西置賜郡小国町

2 公共測量を実施する期間

平成27年9月24日から同年12月28日まで

3 作業の種類

公共測量(基準点測量、現地測量(数値地形図作成)、路線測量)

#### 山形県告示第872号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大石田町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 大石田都市計画公園
  - (2) 名 称 3・2・1号 桂桜公園

3・2・2号 日照畑公園

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第873号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき村山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画下水道
  - (2) 名 称 村山公共下水道(最上川流域下水道(村山処理区)村山市流域関連公共下水道)
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第874号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長者原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第875号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
下小又沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第876号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9 条第2項に規定する政令 で定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長者原 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第877号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9 条第2項に規定する政令 で定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
下小又沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第878号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長者原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第879号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
下小又沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第880号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長者原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第881号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
下小又沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第882号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第158号
- 2 指定の場所 東根市大字神町字東根道1011番5
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 66.51メートル

4 指定年月日 平成27年10月5日

# 山形県告示第883号

次の開発行為は、完了した。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年8月17日 指令村総建第64号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市美咲町二丁目38番1、39番、43番2、45番1、46番1、47番、137番、143番、144番、148番、520番1、520番3、522番、523番2、523番3、523番4、523番5、523番6、523番7、528番2、528番3、528番12、528番13、528番21、528番22、528番23、528番24、529番1、594番23、594番24、594番37、594番38、1606番1、1606番3、1607番1、1607番3、1607番4、1607番5、1608番1、1608番2、1608番4、1608番5、1609番1、1609番2、1609番3、1609番4、1609番5、1610番1、1610番2、1611番2、1611番4、1611番5、1611番6、1611番7、1611番8、1613番2、1613番4、1613番5

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

天童市東長岡二丁目6番13号 株式会社おーばん

# 教育委員会関係

告 示

#### 山形県教育委員会告示第15号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成27年10月16日

山形 県 教 育 委 員 会 委 員 長 菊 川 明

種 別	名称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
	木造毘沙門天立像	1	宗教法人 立石寺	山形市大字山寺4456番地の1
彫刻の部	木造大日如来坐像	1	宗教法人 平泉寺	山形市大字平清水番外1

# 海区漁業調整委員会関係

指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業(するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。)について、次のとおり指示し、昭和48年7月30日山海調指示第40号は平成27年12月31日限り廃止する。

平成27年10月16日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤

栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業
- (2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

	区域			各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、二及び	イ	( 1 ) 1 ) ( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北緯39度00.771分、東経139度43.397分
	イの各点を順次結んだ直線によっ		(ロラン)	2S3-2780と2S4-4762との交点
	て囲まれた区域	口	(世界測地系)	北緯38度57.272分、東経139度42.998分
			(ロラン)	2S3-2820と2S4-4768との交点
		ハ	(世界測地系)	北緯38度58.371分、東経139度38.398分
			(ロラン)	2S3-2820と2S4-4756.7との交点
		=	(世界測地系)	北緯39度01.571分、東経139度40.198分
			(ロラン)	2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、へ、ト、チ及び	ホ	(世界測地系)	北緯38度39.273分、東経139度25.500分
	ホの各点を順次結んだ直線によっ		(ロラン)	2S3-3080と2S4-4775との交点
	て囲まれた区域	^	(世界測地系)	北緯38度37.174分、東経139度23.100分
			(ロラン)	2S3-3110と2S4-4775との交点
		ト	(世界測地系)	北緯38度37.873分、東経139度20.301分
			(ロラン)	2S3-3110と2S4-4766.2との交点
		チ	(世界測地系)	北緯38度39.873分、東経139度22.400分
			(ロラン)	2S3-3080と2S4-4765.8との交点

#### 2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯(以下「LED灯」という。)を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数(単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。)とする。

#### 3 有効期間

この指示の有効期間は、平成28年1月1日から同年12月31日までとする。

#### 山形海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成27年10月16日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤

栄

平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則(昭和39年7月県規則第58号)第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

海域	採 捕 方 法
水深30メートル以浅の沿岸海	海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣に
域	よる採捕 (空釣による採捕を除く。)

# 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係 市役所及び関係町役場において平成28年2月16日まで縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 米沢中田町ショッピングプラザ 米沢市中田町990番地外
  - (2) 変更した事項
    - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	:ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ダ	イユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地		浅	倉	俊	_

#### (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社や	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ダイニ	ユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地		浅	倉	俊	_

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社、	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ダイ	ユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地		浅	倉	俊	_
株式会社ヤー	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進

#### (変更後)

名称		住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社ヤマザ	ワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	山	利	昭
株式会社ダイユーエー	· ト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地		浅	倉	俊	_

株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号 山 澤 廣

- (3) 変更年月日
  - イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
  - ロ (2)のロに掲げる事項
    - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
    - (中) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ意見
- 2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

中山ショッピングプラザ

東村山郡中山町大字長崎字新町3030番地の1外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名 和	东	住	所	代	表者	の氏名	<b>占</b>
株式会社ヤマサ	<b>デ</b> ワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

# (変更後)

	名	住	折	代	表者	の氏々	名
株	式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代	表者	の氏	名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板	垣	宮	雄
黒沼畜産株式会社	東村山郡中山町大字長崎103番地の4	黒	沼		望
有限会社コマツ	東村山郡中山町大字長崎347番地の2	小	松	壮	_
有限会社マルハチ	東村山郡中山町大字長崎3068番地の10	富	樫	八	郎
株式会社原本店	東村山郡中山町大字長崎133	原		富士	二雄

株	式	会	社	内	藤	東村山郡中山町大字長崎76	内	藤		純
大		丸			節	山形市江俣五丁目 4 番12号				
有	限	会	社っ	・イ	ズ	東村山郡中山町大字長崎3030番地の67	原		富一	上雄
株	式	会	社 尹	于野	園	西村山郡河北町大字溝延535番地の2	丹	野	慎	也
有	限	会	社 陽	易 華	園	東村山郡中山町大字長崎412	石	沢	恵	子
株	式会	社東	貝だん	ノごス	<b>広舗</b>	東根市温泉町二丁目5番地6号	鈴	木	眞	司
有	限	会	社	菊	屋	東村山郡山辺町大字山辺220番地の1	渡	辺	清	志

氏名又は名称	住	所	代	表者	の氏』	名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		廣
黒沼畜産株式会社	東村山郡中山町大字長崎103番地の4		黒	沼		望
有限会社コマツ	東村山郡中山町大字長崎347番地の2		小	松	壮	_
株式会社原本店	東村山郡中山町大字長崎133		原		富士	: 雄
株式会社内藤	東村山郡中山町大字長崎76		内	藤		純
株式会社丹野園茶舗	西村山郡河北町大字溝延535番地の2		丹	野	慎	也
株式会社東だんご本舗	東根市温泉町二丁目5番地6号		鈴	木	眞	司
有限会社 菊屋	東村山郡山辺町大字山辺220番地の1		渡	辺	清	芯

#### (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成21年5月17日
  - (ハ) 株式会社丹野園茶舗に係るもの 平成20年7月9日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏

名並びに主たる事務所の所在地)

- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ意見
- 3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ清住町店

山形市清住町一丁目1番1号

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名	
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄	

#### (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社ヤ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤマ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進

# (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣

#### (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)

- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 ハ 意見
- 4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 神町ショッピングセンター 東根市神町北二丁目8番17外
  - (2) 変更した事項
    - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)

名	称	所	在	地	
神町ショッピ	ングセンター	東根市神町北部土地区画整	理事業地内		

	名称	所	在	地	
祁	<b>申町ショッピングセンター</b>	東根市神町北二丁目8番17外			

ロ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

   名 	称	住	所	代	表者	の氏々	名	
株式会社ヤマ	ザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄	

# (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社ヤマ	ザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ハ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社や	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤマ	ザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		進
未	定						
株式会社こ	まつ書店	山形市寿町10番27号		小	松	芳	_

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社十	アマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマ	・ザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
未	定						
株式会社こ	まつ書店	山形市寿町10番27号		小	松	芳	_

- (3) 変更年月日
  - イ (2)のイに掲げる事項 平成26年1月11日
  - ロ (2)の口に掲げる事項 平成27年5月28日
  - ハ (2)のハに掲げる事項
    - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
    - (中) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ意見

5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ富の中店

山形市富の中四丁目203番8外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名称		住	所	代	表者	の氏名	名
株式会社ヤマザ	ワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	山	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名	称	住	所	代	名		
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		進

#### (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社、	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣

#### (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (中) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ意見

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ尾花沢店

尾花沢市大字尾花沢字下新田1403番5外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名	
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	山	利	昭	

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社フラワ鳴子	フーワークス	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号		木	村	幹	彦
株式会社プラサ	<b>ド</b> クリエイト	東京都千代田区五番町1番地		大	島	康	広
株式会社ヤマ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		進
未	定						

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社や	フマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社フラワ 鳴子	ーワークス	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号		木	村	幹	彦
株式会社ヤマ	ザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
未	定						

# (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ白山店

山形市白山二丁目1番28号

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	生ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名称	住	所	代	表者	の氏々	Ä
株式会社ヤマザリ	7 山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤマザワ薬と	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進
橋本井園株式会社	と 宮城県仙台市若林区六丁の目東町 5番35号		橋	本	奈 保	- 子
株式会社十一月	山形市七日町一丁目4番32		松	倉	公	_

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社ヤマ	ザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマザ!	フ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
橋本井園株式	会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号		橋	本	奈保	- 子
株式会社十	一屋	山形市七日町一丁目4番32号		松	倉	公	

#### (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (中) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
  - (ハ) 株式会社十一屋に係るもの 平成23年10月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏

名並びに主たる事務所の所在地)

- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見
- 8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ天童北店

天童市乱川四丁目1番1号外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名 和 和	陈	住	所	代	表者	の氏名	占
株式会社ヤマサ	ザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	代表者の氏症		名
株式会社ヤ	・マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤマ	ザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進
株式会社フラワー鳴子	ーワークス	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号		木	村	幹	彦
有限会社	梅の家	天童市一日町二丁目4番45号		国	井	久	男

# (変更後)

名	称	住	所	   代表者の氏/		名	
株式会社ヤマ	・ザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマザ	ワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		廣
株式会社フラワーワ 鳴子	<i>1</i> ークス	宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号		木	村	幹	彦

#### (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (中) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ意見
- 9 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワバイパス店

山形市上山家町字下宿760番1

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名称	住 所	代	表者	の氏々	名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ニヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヤ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤマサ	デワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進
株式会社身	長 柴 堂	山形市印役町一丁目2番32号		長名	: ]	浩	=
株式会社ヤ	マコー	山形市鉄砲町二丁目13番18号		結	城		誠

# (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
株式会社	ヤマコー	山形市鉄砲町二丁目13番18号		平	井	康	博

# (3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日

- ロ (2)の口に掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (1) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
  - (ハ) 株式会社ヤマコーに係るもの 平成24年3月28日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ意見

10 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ天童西店

天童市南小畑26番3外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表 者の氏名

(変更前)

	名 称	住	所	代	表者	の氏	名
株	式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

# (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ヤマ	ザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

- (3) 変更年月日
  - 平成27年5月28日
- (4) 届出年月日

平成27年9月7日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係 市役所及び関係町役場において平成28年2月16日まで縦覧に供する。

平成27年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ長岡店

天童市中里七丁目4番22外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表 者の氏名

(変更前)

名	称	住	所	代	名		
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月8日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ蔵王駅前店

山形市大字松原字下川原306番1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表 者の氏名

(変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

- (3) 変更年月日
  - 平成27年5月28日
- (4) 届出年月日

平成27年9月8日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見
- 3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ヤマザワ花沢町店
  - 米沢市花沢町2710番1外
  - (2) 変更した事項
    - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名 和	尔	住	所	代	表者	の氏名	<b>占</b>
株式会社ヤマサ	<b>デ</b> ワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名	
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭	

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮 雄
橋本井園	株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号		橋	本	奈保子
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤	廣

名	称	住	所	代	表者	の氏名
株式会社ヤマ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利 昭
橋本井園株式	式会 社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町 5番35号		橋	本	奈保子
株式会社ヤマザ	ワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤	廣

(3) 変更年月日

平成27年5月28日

(4) 届出年月日

平成27年9月8日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ意見

4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ宮町店

山形市宮町五丁目9番1外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏名	名
株式会社ヤ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

(変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	:ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		進

名	称	住	所	代表者の氏名			
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		山	澤		廣

報

- (3) 変更年月日
  - イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
  - ロ (2)の口に掲げる事項
    - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
    - (ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月8日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ意見
- 5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ川西店

東置賜郡川西町大字上小松字美女木1143番地1外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式	会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名		名	
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣

- (3) 変更年月日
  - イ (2)のイに掲げる事項 平成27年5月28日
  - ロ (2)の口に掲げる事項
    - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
    - (ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
- (4) 届出年月日

平成27年9月8日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ意見

- 6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ヤマザワ松見町店

山形市松見町24番9外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名	称	所	在	地
ヤマザワオ	松見町店	山形市松見町第二土地区画整理事業	5街区1外	

(変更後)

名	称	所	在	地	
ヤマザワ	松見町店	山形市松見町24番9外			

ロ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名		住	所	代	表者	の氏々	名
株式会社ヤマザ	ワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ハ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		進
株式会社ヤママーサービス	・ザワカスタ	山形市あこや町三丁目9番5号		Щ	澤		進

#### (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ヤ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭
株式会社ヤマ	ザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
株式会社ヤマザ マーサービス	ワカスタ	山形市あこや町三丁目9番5号		Щ	澤		進
株式会社	十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号		松	倉	公	_

# (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成24年12月4日
- ロ (2)の口に掲げる事項 平成27年5月28日
- ハ (2)のハに掲げる事項
  - (イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
  - (ロ) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日
  - (ハ) 株式会社十一屋に係るもの 平成24年11月15日
- (4) 届出年月日

平成27年9月8日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ 意見
- 7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ上山店

上山市矢来三丁目10番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏々	名
株式会	会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

# (変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名		名	
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヤマ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤマザ	ワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
株式会社ヤマザワマーサービス	カスタ	山形市あこや町三丁目9番5号		Щ	澤		進
有限会社いな	げ花店	上山市矢来一丁目 3番18号		稲	毛	眞	人
株式会社十	一屋	山形市七日町一丁目4番32号		松	倉	公	_

# (変更後)

名	称	住所		代	表者	の氏	5名	
株式会社ヤ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	Щ	利	昭	
株式会社ヤマサ	デワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣	
株式会社ヤマザマーサービス	ワカスタ	山形市あこや町三丁目9番5号		Щ	澤		進	
有限会社いな	げ花店	上山市矢来一丁目 3番18号		稲	毛	眞	人	
株式会社十	一一屋	山形市七日町一丁目 4番32号		松	倉	公	_	

- (3) 変更年月日 平成27年5月28日
- (4) 届出年月日平成27年9月8日
- (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地)
- ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- ハ意見
- 8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ヤマザワ新庄宮内店

新庄市五日町字宮内245番地2外

- (2) 変更した事項
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヤ	マザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄

#### (変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	山	利	昭

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社	ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		板	垣	宮	雄
株式会社ヤ	マザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
未	定						

# (変更後)

名称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号		古	山	利	昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号		Щ	澤		廣
未定						

- (3) 変更年月日 平成27年5月28日
- (4) 届出年月日 平成27年9月8日
- (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

子成27年10月16日(金唯日)	Щ	形	乐	公	¥仅	弗2009 <del>万</del>
イ 意見書を提出しようとする者の	の氏名を	ひ住所	ī (法	人そ	 の他の団体にあっ	
名並びに主たる事務所の所在地)		· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, (14	,	E E E HICO	
ロ 意見書の提出の対象となる大規		与は結び	夕新			
ハ 意見	兄作名(い)	心力 舗り	冶你			
八 息兒						